

組合そくほう

全大教ホームページ <http://www.zendaikyo.or.jp/>

信州大学教職員組合

URL <http://www7a.biglobe.ne.jp/~akarenga/>

信州大学教職員組合事務局
直通電話：0263-33-0933 (FAX 兼用)
内線：811-2341
akarenga@kbf.biglobe.ne.jp

通算 820 号 2015 年 8 月 7 日発行

他大学の未払賃金請求訴訟の状況

平成24年度・25年度に実施された臨時特例法による給与削減は、国家公務員でない国立大学法人職員には該当しないので、臨時特例法を理由に法人が一方的に給与を削減したのは労働契約法に違反し違法だとして、全国で10の大学等の教職員組合が訴訟を起こしています。その後平成24年の国家公務員の退職手当法改正を理由に教職員の退職金を一方的に減額したとのも同様に違反だとして、4大学等が追加で未払賃金の請求をしています。

賃金 ○全大教、高専協議会○福岡教育大○富山大○京都大学○高知大

賃金・退職金 ○高エネ研○新潟大○福井大○電通大

今年になってから、相次いで4つの訴訟の第1審の判決があり、全てで訴えが認められませんでした。(判決があったのは上記アンダーラインの大学等)

争点はいくつかありますが、必ず問題になるのは、旧独立行政法人通則法63条3項です。第63条3項「前項の給与及び退職手当の支給の基準は、当該独立行政法人の業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものとなるように定められなければならない」

この規程に基づき、国立大学法人では、国家公務員は人事院勧告により社会一般の情勢に適合しているの、国家公務員に準拠すれば適合したものになる、との考えでいわゆる「人勧準拠」による給与支給基準の設定をしてきました。しかし、臨時特例法は人事院勧告によるものではなかったの、これを社会一般の情勢といえるかは疑問になります。しかし京都大学の判決では、人勧の有無にかかわらず、国家公務員給与に準拠し、政府の要請に応じることが、社会一般の情勢への適合とされ、大学には運営費交付金が減額されても、賃下げを会費できるだけの財源があったにもかかわらず、原告の敗訴になりました。

なお国の答弁は、各国立大学法人へ配分する運営費交付金を減額したが、その不足分は各国立大学法人が考える事で、国として賃下げを強制していない、という主張です。敗訴した組合のうち高専競技会、福岡教育大学、京都大学は控訴しました。先日判決が出た高エネ研も控訴する予定です。

新潟大学の裁判を傍聴

7月15日(水)13時30分から新潟地方裁判所第1号法廷で新潟大学未払賃金請求訴訟の第10回口頭弁論が行われ、関東甲信越の全大教の仲間として傍聴に参加してきました。今回は、学期中ということでやや少なめではあったものの31人の傍聴者が集まりました。

被告側より、財政状況から退職手当の支給水準を引き下げざるを得ないと主張する書面が提出されました。これに対し原告側は、被告国による行政指導の違法性や旧独立行政法人通則法63条3項について、これがいわゆる「国家公務員準拠」と等値されるものでなく、国立大学の自律性や労働法が適用されることから国が干渉すべきでない等々を主張し、退職金

率が104/100から98/100、あるいは92/100と下げられたことによる差額請求であることを確認する書面を提出しました。また原告側から、9月をメドに労働問題について専門家による意見書とこれに関わる準備書面を提出したい旨説明がありました。口頭弁論は、次回11回を9月4日次次回（第12回）を10月30日から行うことを決めて終了しました。

その後、会場を新潟県弁護士会館移して報告会が開かれました。世取山、五十嵐の両原告団長があいさつし、長山全大教書記長が全国の状況、特に高専機構、福岡教育大、京大の3つの大学への不当判決と控訴審への取り組みや1審段階にある大学の状況について報告がありました。（高エネ研は7/17判決）中村弁護士から「論点が明確にできる時期に到達している。8月8日に予定されている全国の弁護団会議などを踏まえて対応したい」というまとめがありました。

信州大学は

新潟大学では、①一方的に賃金を下げた事による未払賃金訴訟と、②国家公務員準拠で行われた退職手当の支給率の変更を争点に、組合が原告となって法廷闘争をおこなっています。

信州大学では①については平成24年3月に第51期組合執行部が法人と給与削減を合意しました。「組合執行部は、震災復興への寄与となる、という観点から、法人の給与削減案を認める苦渋の選択をおこないました。」と組合そくほう746号で報告しています。

②については、第1回目の変更は交渉決裂により法人が強行しましたが、第2回目以降の変更は時期を3か月先送りして実施することで、平成25年10月に合意しました。

そのような理由で、信州大学教職員組合と信州大学法人とはこの2点に関しては問題は生じていません。ですが今後も良い関係が続くとは限らず、組合の合意なく強行実施をする場合があれば、残念ながら法廷での決着もあり得ます。信州大学教職員組合では、全大教を通じて今後も他大学の動きに注目していきたいと思います。

（文責：本部直属支部 T.O.）

〈長野ろうきん〉のキャッシュカードは
ATMお引出し手数料

手数料 **0**円

その場で! **全額**
キャッシュバック

コンビニATMでも使えます
[手数料は実質0円]フルキャッシュバック

全国の〈ろうきん〉、セブン銀行などのコンビニ、ゆうちょ銀行、
その他の金融機関のATMでお引出しいただけます。
※設置場所・時間帯によってはご利用いただけない場合があります。

はたらく人の想いと生きる
長野ろうきん

7 BANK JP BANK AEON Bank mics

長野ろうきん 検索